

1 施策の目的

1 規約

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の設置及び管理運営に関する事務。

2 運営方針

組合が設置、管理する一般廃棄物処理施設から排出された焼却灰及び不燃残渣について、関係法令及び公害防止協定を遵守して適正に最終処分し、生活環境の保全、公衆衛生の向上や公害防止に努める。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ごみの減量・リサイクルの推進に伴う埋立量の減少で計画埋立期間の15年より埋立期間を延長する覚書を関係集落及び団体と交わしている。（平成13年の供用開始から18年経過し平成30年度末で埋立率59.4%）
- ・施設の長寿命化を考慮した施設設備の更新及び維持管理を計画的に実施する必要がある。
- ・省資源化、省エネルギー化により環境に配慮した効率的な運転に努めるとともに、限外ろ過膜、キレート吸着剤や活性炭を適切に管理交換して、関係法令や公害防止協定を遵守した浸出水処理を行う必要がある。
- ・埋立地の埋立量の推移を正確に把握し、埋立終了を見据えた適正な埋立計画の実施が求められている。
- ・埋立終了後の次の埋立処分用地、処分方法及び実施計画を決定する必要がある。
- ・高畑最終処分場用地の搬入経路や水処理施設等の維持管理が継続中であるため、埋立終了後の水処理等の運転方法や跡地利用など、閉鎖に向けた取り組みが必要である。
- ・施設の安定的な運転のために、専門的な技術を有する資格取得者等の人材育成及び確保が課題となっている。

3 これまでの取組成果と現況

- ・施設建設の際に関係集落に公害防止に万全を期することを確約するため、公害防止協定を締結した。
- ・平成26年度に計画供用期間に関する覚書を関係集落及び加治郷土地改良区と交わし、計画埋立容量に達するまで埋立できることとなった。
- ・公害防止等に関する連絡協議会を年1回定期開催し、関係集落及び関係団体の協議会各委員に施設の運転管理状況を説明し、理解を得てきた。

主な取組み

平成13年	新発田市金津にて稼働開始
平成16年	環境管理マニュアルを策定
平成19年	一般廃棄物処理基本計画を策定
平成28年	供用期間延長 覚書締結
平成29年	第2次一般廃棄物処理基本計画を策定



4 施策の目標

- ・環境自主基準値の達成率 100%【参考値：H30年度 100%】  
 ※公害防止協定値項目：水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、ダイオキシン類、重金属類、臭気等
- ・放流水処理量1m<sup>3</sup>あたりの電力量 25kwh/m<sup>3</sup>以内【参考値：H30年度 19.8kwh/m<sup>3</sup>】

5 施策の展開（事務事業）

- ・定期的な設備・機器の整備や薬剤（吸着剤・活性炭）の交換を行い、水処理設備を安全かつ安定的に運転します。
- ・適正な埋立業務の実施により、施設の長寿延命化に努めます。
- ・施設用地の適正な利用及び環境保全を促進するとともに、埋立地閉鎖後の敷地利用を検討します。
- ・職員の業務に必要又は有用な資格取得を積極的に推進し、効果的に有資格者の確保及び育成を推進します。
- ・現施設の埋立終了後の廃棄物の最終処分方針について、具体的に検討を進めます。
- ・埋立終了した高畑最終処分場の閉鎖に向けた取り組みを実施します。
- ・環境負荷の低減を進めるため効率的な運転に努めます。

6 事務事業の目標

- ・修繕計画及び整備計画に基づく機器修繕、点検清掃、油脂、部品交換等の整備の実施 実施率90%以上【参考値：H30年度：100%】
- ・関係集落及び地元業者と協働での環境保全の実施 年3回【参考値：H30年度：年3回】
- ・施設来場者等へのごみ減量の啓発活動の実施 年4回【参考値：H30年度：年3回】
- ・技術講習（施設管理、安全衛生等）の実施 年4回【参考値：H30年度：年4回】
- ・最終処分場検討委員会の実施 年2回【参考値：H30年度：年0回】

